

第4 協議会、規程等

1	京葉臨海北部地区石油コンビナート等特別防災区域協議会会則	99
2	京葉臨海中部地区石油コンビナート等特別防災区域協議会会則	101
3	京葉臨海南部地区石油コンビナート等特別防災区域協議会会則	103
4	東京湾排出油等防除協議会会則	105
5	千葉管内排出油等防除協議会会則	109
6	木更津管内排出油等防除協議会会則	114
7	館山管内排出油等防除協議会会則	117
8	千葉県高圧ガス地域防災協議会規約	120
9	海水油濁処理協力機構千葉支部規程	124
10	港湾区域内における流出油処理要領	127
11	千葉県石油コンビナート関係防災情報受伝達要領	132

1 京葉臨海北部地区石油コンビナート等 特別防災区域協議会会則

(目 的)

第1条 本会は、石油コンビナート等災害防止法第22条の規定に基づき、京葉臨海北部地区石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）内に所在する特定事業所が共同して災害の発生及び拡大の防止等のため防災施策を推進し、地域防災体制の確立を図ることを目的とする。

(組 織)

第2条 本会は、特別防災区域内に所在する特定事業所を代表する者、又はその指名する者で組織する。

(名称・事務所)

第3条 本会は、京葉臨海北部地区石油コンビナート等特別防災区域協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務所を市川共同防災センター内に置く。

(事 業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 各防災区域の災害の発生、又は拡大の防止に関する自主基準の作成。
- (2) 災害の発生、又は拡大の防止に関する技術の共同研究。
- (3) 特定事業所の従業員に対する災害の発生、又は拡大の防止に関する教育の共同実施。
- (4) 共同防災訓練の実施。
- (5) その他、協力体制の整備上必要な事項。

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 1 名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 1 名

2 会長及び副会長は理事の中から互選する。

3 理事及び監事は会員の中から互選する。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。

2 役員はすべて再任を妨げない。補欠により選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表して会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。

3 理事は理事会に出席して議事を審議し、会長及び副会長と共に本会の事業の推進にあたる。

(顧 問)

第8条 本会の運営を有効且つ円滑に推進するため顧問を置く。

2 顧問には市川市消防局長又は局長の指名する者及び会員の推薦する者とする。

3 顧問は、会長の諮問に応じ本会の事業に関し指導及び助言を行う。

(会 議)

第9条 本会の会議は、総会及び役員会の2種とする。

(1) 総会は、すべて会員で構成する。

(2) 役員会は会長、副会長、理事及び監事で構成する。

2 前項の者に事故ある時は、代理の者を出席させることができる。

(会議開催)

第10条 本会の会議は会長がこれを招集し、会議はその3分の2以上の出席をもって成立し、会議の議長は会長がこれにあたる。

(会議の議決)

第11条 本会の議決は、すべて出席会員の過半数の賛成をもって議決するものとし、賛否同数のときは議長がこれを決定する。

(総 会)

第12条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業の計画および運営に関すること。
- (2) 会則に関すること。
- (3) 予算および決算に関すること。
- (4) その他必要な事項。

(役員会)

第13条 役員会は、次の事項を審議して決定する。

- (1) 総会の議案に関すること。
- (2) 事業の推進のため総会より委任された事項。
- (3) その他会長が必要と認めた事項。

(会 費)

第14条 本会の運営に必要な経費は、総会において決定した会費およびその他収入をもって充てる。

付 則

この会則は、昭和52年6月20日から施行する。

昭和55年4月24日一部改正

平成7年5月12日一部改正

平成12年4月1日一部改正

平成21年5月26日一部改正

平成24年4月1日一部改正

平成27年4月1日一部改正

2 京葉臨海中部地区石油コンビナート等 特別防災区域協議会会則

(目 的)

第1条 本区域協議会は石油コンビナート等災害防止法（以下、石災法と言う）第22条の規定に基づき、京葉臨海中部地区石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）内に所在する特定事業所及びその他事業所が、石災法第31条により千葉県石油コンビナート等防災本部が作成する「千葉県石油コンビナート等防災計画」に基づき、当該区域に係る災害に対処するため、共同して災害の発生及び拡大を防止することを目的とする。

(名 称)

第2条 本区域協議会は、京葉臨海中部地区石油コンビナート等特別防災区域協議会（以下「協議会」という。）と称する

(組 織)

第3条 協議会は、千葉地区石油コンビナート等特別防災区域協議会、市原市石油コンビナート等特別防災区域協議会、袖ヶ浦市石油コンビナート等特別防災区域協議会で構成され、それぞれの協議会の活動をもって目的を達成するための事業を展開する。

(事 務 局)

第4条 協議会の事務局は会長会社に置く。

(事 業)

第5条 協議会は第1条の目的を達成するため、次の各号に定める事業を行う。

- (1) 特別防災区域の災害の発生又は拡大の防止に関する自主基準の作成。
- (2) 災害の発生又は拡大の防止に関する技術の共同研究。
- (3) 当該特定事業所及びその他事業所の職員に対する災害の発生又は拡大の防止に関する教育の共同実施。
- (4) 共同防災訓練の実施に関すること。
- (5) その他当協議会の目的を達成するために必要な事項。

(会 員)

第6条 協議会の会員は特別防災区域に所在する千葉市、市原市、袖ヶ浦市の各地区既存の石油コンビナート等特別防災区域協議会（以下「地区協議会」という。）加盟の事業者とする。

(役 員)

第7条 協議会には、次の役員及び監査を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹 事 3名
- (4) 監 査 1名

(役員を選出及び任期)

第8条 会長及び副会長ならびに監査は「会則運営要領」で定める選出方法により選出する。幹事は、各地区協議会の会員の中から均等に選出する。

2. 役員及び監査の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠により選出された役員の任期は前任者の残任期間とする。

(顧 問)

第9条 協議会は顧問を置くことができる。

2. 顧問は総会にて推薦し、会長がこれを委嘱する。

(役員及び監査の任務)

第10条 会長は協議会を代表し、その事業を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。
3. 幹事は、協議会の運営に参画する。

4. 監査は、協議会の業務及び会計を監査する。

(会 議)

第11条 協議会の会議は総会及び役員会とする。

2. 顧問は、前項の会議に出席して意見を述べることができる。

(総 会)

第12条 総会は毎年一回開催するほか、会長が必要と認めた時に臨時に開催する。

ただし、総会は役員及び各地区協議会から夫々5名選出された代議員の出席により代えることができる。

2. 総会は次の各号に定める議決をする。
 - (1) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (2) 予算及び決算に関すること。
 - (3) 会則の改廃に関すること。
 - (4) 役員を選任に関すること。
 - (5) その他協議会の運営上必要な事項。
3. 総会の議長は会長とする。

(役員会)

第13条 役員会は会長が必要と認めたときに開催し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出する議案に関すること。
- (2) 会務に関する必要な事項に関すること。
- (3) その他会長が必要と認める事項に関すること。

(会議の成立及び議決)

第14条 総会は会員の2分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立し、議決は出席者の過半数をもって決定する。賛否同数の時は、議長がこれを決定する。

ただし、役員および代議員の出席により総会に代えた場合は、役員及び代議員の2分の1以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数をもって決定する。賛否同数の時は議長がこれを決定する。

2. 役員会は役員3分の2以上の出席をもって成立し審議事項は多数をもって決定される。

(会 費)

第15条 協議会の運営に必要な会費は「会則運営要領」で定めた会費及びその他の収入をもって充てる。

(雑 則)

第16条 協議会の運営に必要な事項は、この会則に定めるもののほか、「会則運営要領」及び、必要に応じ会長が役員会に諮り別に定める。

(附 則)

昭和55年12月18日 制定

令和3年6月16日 改訂

3 京葉臨海南部地区石油コンビナート等 特別防災区域協議会会則

(目 的)

第1条 本会は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年12月17日法律第84号）第22条の規定に基づき、京葉臨海南部地区石油コンビナート等特別防災区域に所在する各事業所が、その防災に関して検討協議し、もって災害の発生及び拡大を防止することを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、京葉臨海南部地区石油コンビナート等特別防災区域協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事 務 局)

第3条 協議会の事務局は、会長の事業所内に置く。

(事 業)

第4条 協議会は、第1条の目的を遂行するため、次の事業について連絡・協議及び研究等を行う。

- (1) 当該特別防災区域の災害の発生、又は拡大の防止に関する自主基準の作成に関すること。
- (2) 災害の発生又は拡大の防止に関する技術の共同研究に関すること。
- (3) 当該特定事業所等の従業員に対する災害の発生又は、拡大の防止にかかる教育の共同実施に関すること。
- (4) 共同防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災組織に関すること。
- (6) 相互応援に関すること。
- (7) その他必要な事項。

(会 員)

第5条 会員は、当該特別防災区域に所在する特定事業所及びその他の事業所をもって構成する。

(別添名簿)

(役 員)

第6条 協議会は、事業を推進するため、次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	2名
幹 事	若干名

(顧 問)

第7条 協議会に、顧問をおくことができる。

2 顧問は、総会にて推せんし、会長がこれを委嘱する。

(役員を選出及び任期)

第8条 会長・副会長及び幹事の役員は、会員の中から選出する。

2 役員任期は2年とする。

(任 務)

第9条 会長は、協議会の会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等のあるときは、その任務を代行する。

3 幹事は、協議会の運営に参画する。

4 顧問は、協議会の業務に関し、指導及び助言を行う。

(千葉県防災本部員等)

第10条 千葉県石油コンビナート等防災本部の本部員等は、役員会にはかり推せんする。

(会 議)

第11条 協議会の会議は、総会・役員会及び専門委員会とする。

(総 会)

第12条 総会は毎年1回開催するほか、役員会が必要と認めたときに開催する。

2 総会は、会長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 事業報告及び収支決算
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 会則の改廃
- (4) 役員の変更
- (5) 会員の加入・脱退に関する事
- (6) その他必要な事項

3 総会の議長は、会長とする。

(総会の成立)

第13条 総会は、会員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決はその過半数をもって決定する。

(役員会)

第14条 役員会は、協議会の運営について協議する。

2 役員会は、会長・副会長及び幹事をもって構成し、会長が必要と認めたときに開催する。

(専門委員会)

第15条 協議会の目的達成に必要な専門事項を処理するため、会長は役員会にはかり専門委員会を設けることができる。

(会 費)

第16条 協議会の会費は、必要に応じ徴収することとし、会員はそれを負担する。

(雑 則)

第17条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が会議にはかり決定する。

附 則

この会則は、昭和52年10月28日から実施する。

4 東京湾排出油等防除協議会会則

(目 的)

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律136号）第43条の6の協議会として、東京湾において大量の油又は有害液体物質（以下「油等」という。）排出事故が発生し、又はそのおそれがある場合の防除活動について、その連携を図り必要な事項の協議を行うとともに、別表に掲げる管内排出油等防除協議会（以下「管内協議会」という。）の防除活動の総合調整を行うことを目的とする。

(会の名称)

第2条 この協議会の名称は、「東京湾排出油等防除協議会」（以下「協議会」という。）という。

(協議会の業務)

第3条 協議会は、次の業務を行う。

- (1) 東京湾排出油等防除計画の協議
- (2) 管内協議会会員が行う防除活動の連携についての総合調整
- (3) 排出油等の防除に必要な資料の収集及び提出
- (4) 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究
- (5) その他排出油の防除に関する重要事項の協議

(組 織)

第4条 協議会の会員は、別表に掲げる国の地方行政機関、地方公共団体、管内協議会及び関係団体の長又はその指名する職員とする。

(役 員)

第5条 協議会に会長、副会長、顧問及び幹事の役員を置く。

- 2 会長は、第三管区海上保安本部長をもって充て、会務を総理する。
- 3 副会長は、3名とし、会長が指名する者を充て、会長を補佐する。
- 4 顧問は、国の地方行政機関から会長が委嘱する。
顧問は、会長に対し、協議会の業務に関する必要な助言を行う。
- 5 幹事は、会員の推薦により選出し、総会で承認する。
幹事は、役員会の任務遂行に必要な事項の検討を行う。

(役員任期)

第6条 役員（会長を除く。）の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

(総 会)

第7条 総会は、定例総会及び臨時総会とし、会員の過半数の出席がなければ、議決をすることができない。

- 2 定例総会は年1回、臨時総会は会長が必要と認める場合に開催するものとし、総会の招集は会長が行う。
- 3 会議の議長は、会長が行い、議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
- 5 定例総会の付議事項が次条第1号及び第3号に限られる場合には、会長は、あらかじめ付議事項を会員に通知し書面による表決を求めることができる。
- 6 前項の表決の結果、過半数の表決があり、第3項の規定に準じ付議事項が承認された場合、会長が承認事項を書面により会員に通知することにより、定例総会の開催及び決議に代えることができる。

(総会の付議事項)

第8条 総会における付議事項は、次のとおりとする。

- (1) 業務報告の承認及び事業計画の審議決定
- (2) 会則等の制定改廃
- (3) 幹事の選出
- (4) その他協議会の運営に必要な事項

(役員会)

第9条 役員会は、第5条第1項に定める役員をもって構成する。

- (1) 役員会の招集は、会長が必要に応じて行う。
- (2) 役員会の議長は、会長が当たる。
- (3) 役員会の成立及び議決については、総会の定めに準ずる。
- (4) 会長は、会長が必要と認める役員以外の会員を役員会に出席させることができる。

(役員会の任務)

第10条 役員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 総会に付議すべき事項の検討・立案
- (2) 総会において決議した事項
- (3) その他協議会の目的達成のため必要な事項

(技術専門委員会)

第11条 協議会に、排出油等防除に関する技術的事項の調査、研究及び事故発生時における技術的事項に関する助言を行うため、技術専門委員会を置くことができる。

(資料の提供)

第12条 協議会は、管内協議会の会長等から提供された資料を取りまとめ、会員に提供する。

(排出油等防除計画に係る意見の提出)

第13条 協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、東京湾に係る同法第43条の5第1項の排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるものとする。

(情報提供)

第14条 会長は、大量の油等が排出され、又は排出されるおそれがある場合は、会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

(総合調整本部の設置)

第15条 会長は、大量の油等が排出され、又は排出されるおそれがあり、必要と認める場合は、会長を本部長とする総合調整本部を設置し、会員に対し、情報の共有や既に行われた防除措置の状況の周知等に努めるとともに、会員が、それぞれの立場に応じて相互に連携し、所要の協力を図りつつ、迅速かつ確かな防除活動を実施できるよう調整を行うものとする。なお、必要に応じて、原因者、P I等の保険機関担当者（保険査定人を含む。）、独立行政法人海上災害防止センターの職員その他の防除を的確に実施するために必要となる知識を有する者及びその防除措置を講ずるために有効であると認められる者等会員以外の関係者も総合調整本部に参加させるものとする。

(総合調整本部の任務)

第16条 総合調整本部は、次の業務を行う。

- (1) 管内協議会会員が行う防除活動の調整
- (2) 会員相互の情報交換
- (3) 浮流油等状況の変化等に伴う防除勢力の調整
- (4) 防災基本計画海上災害対策編に定める連絡調整本部との連携

(経費の求償)

第17条 防除活動に要した経費の求償は、原則として各機関毎に原因者に請求するものとし、協議会はその支援及び調整を図るものとする。

(災害の補償)

第18条 防除活動を実施した各機関に所属する者が活動のために災害（負傷、疾病、障害又は死亡をい

う。)を受けた場合における補償については、法令に定めのある場合を除き、当該被災した者の所属する機関が行うものとする。

(事務局)

第19条 協議会の事務局は、第三管区海上保安本部警備救難部環境防災課に置く。

付 則

この会則は、平成9年11月28日から施行する。

付 則

この会則は、平成10年6月22日から施行する。

付 則

この会則は、平成14年6月11日から施行する。

付 則

この会則は、平成19年6月26日から施行する。

付 則

この会則は、平成22年6月22日から施行する。

付 則

この会則は、平成24年6月28日から施行する。

東京湾排出油等防除協議会構成機関
(順不同)

国の地方行政機関	第三管区海上保安本部 関東運輸局 関東地方整備局 関東管区警察局 海上自衛隊横須賀地方総監部 陸上自衛隊第1師団司令部 東京出入国在留管理局 関東経済産業局 関東総合通信局 横浜税関
地方公共団体	東京都 神奈川県 千葉県 横浜市 川崎市 千葉市 横須賀市
管内協議会	横浜管内排出油等防除協議会 東京港排出油等防除協議会 千葉管内排出油等防除協議会 横須賀地区海上災害等対策協議会 川崎管内排出油等防除協議会 木更津管内排出油等防除協議会 館山管内排出油等防除協議会
関係団体	海上災害防止センター 流出油処理剤懇話会 日本船主協会 外国船舶協会 全国内航タンカー海運組合 外航船舶代理店業協会 日本水先人連合会 日本サルベージ協会 日本港湾タグ事業協会 東京都漁業協同組合連合会 神奈川県漁業協同組合連合会 千葉県漁業協同組合連合会

5 千葉管内排出油等防除協議会会則

(目 的)

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第43条の6の協議会として、東京湾及び周辺海域において大量の油または有害液体物質（以下「油等」という。）の排出事故が発生した場合の千葉管内の排出油等の防除活動について必要な事項を協議し、かつ、その実施を推進することを目的とする。

(会の名称)

第2条 会の名称を「千葉管内排出油等防除協議会」（以下「協議会」という。）という。

(主な活動海域)

第3条 本協議会の主な活動海域は、千葉港及び周辺海域とする。

2 前項の活動海域は、防除活動を円滑に行う必要があると認めるときは、地理的、施設の設置状況等を勘案して、2以上の海域に分割することができる。

(協議会の業務)

第4条 協議会は次の業務を行う。

- (1) 排出油等の防除に関する自主基準（防除活動マニュアル）の作成
- (2) 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究
- (3) 排出油等の防除に関する教育及び共同訓練の実施
- (4) 排出油等の防除に関する重要事項の協議
- (5) 各機関が行う防除活動の調整
- (6) 隣接する排出油等に関する防除協議会との協力体制の強化及び推進

2 会長は前項の業務を行うに当たり、必要により部会を設けるものとし、同部会に専門家等を参加させることができるものとする。

(組 織)

第5条 協議会の会員は、排出油等防除に関する関係行政機関、地方自治体、関係団体、民間事業所等別表に掲げる各機関の長又はその指名する職員とする。

2 協議会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	1名
地区幹事	3名
会計監事	1名

3 会長は千葉海上保安部長をもって充て、会務を総理する。

4 副会長は、地区幹事の互選とし、会長を補佐するものとする。

5 地区幹事は、各地区に所在する関係団体、民間事業所等の会員の推薦により選出し、総会で承認する。

6 会計監事は、総会において選出し、会務の状況及び会計を監査する。

7 第4条第2項の部会の名称は会長が定め、その要員は会員の中から会長が指名するものとする。

(役員任期)

第6条 役員（会長を除く。）の任期は1年とし、再任を妨げない。

(総 会)

第7条 総会は、定例総会及び臨時総会とし、会員の過半数の出席がなければ議決することができない。

2 定例総会は、年1回、臨時総会は会長が必要と認める場合に開催するものとし、総会の招集は会長が行う。

3 会議の議長は会長が行い、議事は、出席者の過半数をもって決する。

可否同数のときは、会長が決するところによる。なお、会長が病気その他やむを得ない事由により不在である場合は、副会長が代行するものとする。

(総会の付議事項)

第8条 総会における付議事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告の承認及び事業計画の審議決定
- (2) 決算の承認及び予算の審議決定
- (3) 地区幹事及び会計監事の選出、承認
- (4) 会則等の制定改廃
- (5) その他協議会の運営に必要な事項

(役員会)

第9条 役員会は、第5条第2項に定める役員をもって構成する。

2 役員会の招集は、会長が必要に応じ行う。

3 会長は、会長が必要と認める役員以外の会員を役員会に出席させることができる。

(役員会の任務)

第10条 役員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 総会に付議すべき事項の検討・立案
- (2) 総会において決議した事項の執行
- (3) 総会の決議を要しない事項の執行
- (4) 防除活動マニュアルに関する企画・立案
- (5) 訓練の企画・立案及び実施
- (6) その他協議会の目的達成のため必要な事項

(資料の提出)

第11条 会員は、排出油等防除の際に必要な次の各号に関する資料に変更が生じた場合は、その都度提出するものとする。

- (1) 船艇、防除資機材等の保有状況及び動員計画
- (2) 情報連絡体制（連絡担当者、昼夜間の電話番号、FAX番号等）
- (3) その他必要な事項

2 会長は、前項の資料を取りまとめ、東京湾排出油等防除協議会会長へ提出するものとする。

(排出油等防除隊の編成)

第12条 各地区幹事は、各地区内の関係団体、民間事業所等の会員と協議し、あらかじめ、当該地区における排出油等防除隊を編成しておかなければならない。

2 各地区幹事は、前項に規定する排出油等防除隊を編成した場合若しくはその全部又は一部を変更した場合は、速やかに会長に提出するものとする。

(訓練)

第13条 協議会は、排出油等事故発生時における各機関の防除活動に資するため、年1回以上、排出油等防除訓練または研修を行うものとする。

(排出油等防除計画に係る意見の提出)

第14条 協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、千葉管内に係る同法第43条の5第1項の排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるものとする。

(情報提供)

第15条 会長は、千葉管内において排出油等事故が発生し、又は発生するおそれがある場合は、協議会に対し、速やかに事故に関する情報を通知するものとする。

(調整本部の設置及び活動の調整)

第16条 会長は、第15条により情報提供を行った場合は、必要により調整本部を設置し、防除活動の調整を行うものとする。

2 調整本部は、会長、地区幹事及び会長が必要と認める者により構成し、調整本部長は、会長が兼務する。

(経費の求償)

第17条 防除活動に要した経費の求償は、原則として各機関毎に原因者に請求するものとし、協議会はその支援及び調整を図るものとする。

(会 費)

第18条 会員は、定例総会において決定した会費を負担するものとする。

会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わるものとする。

2 毎年1回、1項の収支決算を行い、定例総会で報告する。

(災害の補償)

第19条 防除活動（訓練を含む。）に出動した各機関に所属した者が活動のために災害（負傷、疾病、傷害又は死亡をいう。）を受けた場合における補償については、法令に定めのある場合を除き、当該被災した者の所属する機関が行うものとする。

(事務局)

第20条 協議会の事務局は千葉海上保安部警備救難課に置く。

付 則

この会則は、平成9年11月25日から施行する。

付 則

この会則は、平成19年6月7日から施行する。

付 則

この会則は、令和元年6月25日から施行する。

別表

千葉管内排出油等防除協議会名簿

令和5年4月現在

順不同

1. 千葉海上保安部（事務局）
2. 国土交通省関東地方整備局千葉港湾事務所
3. 国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所
4. 千葉県
5. 千葉県千葉港湾事務所
6. 千葉県葛南港湾事務所
7. 千葉市
8. 千葉市消防局
9. 船橋市
10. 市原市
11. 市原市消防局
12. 市川市消防局
13. 浦安市消防本部
14. 習志野市消防本部
15. 袖ヶ浦市消防本部
16. 市川地区海上共同防災協議会
17. 市川市漁業協同組合
18. 船橋市漁業協同組合
19. 東洋合成工業株式会社高浜油槽所
20. 日本サン石油株式会社市川工場
21. ENEOS株式会社市川油槽所
22. 丸善株式会社京葉油槽所
23. 三国屋建設株式会社千葉支店
24. 株式会社市川アストモスターミナル
25. 千葉地区海上共同防災協議会
（JFEスチール株式会社東日本製鉄所千葉地区環境・防災部）
26. JFEスチール株式会社東日本製鉄所千葉地区
27. JFEケミカル株式会社東日本製造所千葉工場
28. エヌアイケミカル株式会社千葉事業所
29. 株式会社JERA千葉火力発電所
30. 丸紅エネックス株式会社千葉ターミナル
31. 成田国際空港株式会社千葉港頭事務所
32. 東京湾水先区水先人会千葉事務所
33. 千葉エーゼント会
（千葉海運産業株式会社）
34. 千葉曳船協会
（防災特殊曳船株式会社）
35. 千葉曳船協会
（東京汽船株式会社千葉支店）
36. 千葉曳船協会
（株式会社新日本海洋社千葉支店）
37. 株式会社ダイトコーポレーション千葉支店

38. 東京サルベージ株式会社
39. 日本タンクターミナル株式会社
40. 千葉ベグオイルタンクターミナル株式会社
41. 株式会社Jーオイルミルズ千葉工場
42. 市原・袖ヶ浦地区海上共同防災協議会
43. 富士石油株式会社袖ヶ浦製油所
44. コスモ石油株式会社千葉製油所
45. 大阪国際石油精製株式会社千葉製油所
46. 出光興産株式会社千葉事業所
47. 株式会社J E R A袖ヶ浦火力発電所
48. 株式会社J E R A姉崎火力発電所
49. ティー・エム・ターミナル株式会社市原事業所
50. D I C株式会社千葉工場
51. J N C石油化学株式会社市原製造所
52. 丸善石油化学株式会社千葉工場
53. デンカ株式会社千葉工場
54. 三井化学株式会社市原工場
55. 住友化学株式会社千葉工場（姉崎地区）
56. 住友化学株式会社千葉工場（袖ヶ浦地区）
57. E N E O S株式会社袖ヶ浦事業所
58. A G C株式会社千葉工場
59. K Hネオケム株式会社千葉工場
60. 日本曹達株式会社千葉工場
61. 旭化成株式会社千葉工場
62. 京葉シーバース株式会社
63. 東京ガス株式会社袖ヶ浦LNG基地
64. 東レ株式会社千葉工場
65. 株式会社E N E O Sマテリアル千葉工場
66. 日新理化学株式会社
67. キャボットジャパン株式会社千葉工場
68. 日本磷酸株式会社
69. ダウ・東レ株式会社
70. 株式会社ダイセキ千葉事業所
71. 昭石化工株式会社瀝青袖ヶ浦事業所

非会員（関係機関）

順不同

1. 千葉県警察本部（水上警察隊）
2. 市川市
3. 浦安市
4. 習志野市
5. 袖ヶ浦市
6. 船橋市消防局

6 木更津管内排出油等防除協議会会則

(目 的)

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律 第136号）第43条の6第1項の協議会として、東京湾内において大量の油又は有害液体物質（以下「油等」という。）の排出事故が発生した場合の木更津管内の排出油等の防除活動について必要な事項を協議し、かつ、その実施を推進することを目的とする。

(会の名称)

第2条 会の名称を「木更津管内排出油等防除協議会」（以下「協議会」という。）という。

(主な活動海域)

第3条 本協議会の主な活動海域は、千葉県木更津市から富津市に至る沿岸海域とする。

2 前項の活動海域は、防除活動を円滑に行う必要があると認める時は、地理的、施設の設置状況等を勘案して、2以上の地域に分割することができる。

(協議会の業務)

第4条 協議会は、次の業務を行う。

- 1 排出油等の防除に関する自主基準（防除活動マニュアル）の作成
- 2 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究
- 3 排出油等の防除に関する教育及び共同訓練の実施
- 4 各機関が行う防除活動の調整
- 5 その他、排出油等の防除に関する重要事項の協議

(組 織)

第5条 協議会の会員は、排出油等防除に関係する関係行政機関、地方自治体、関係団体、民間事業所等別表に掲げる各機関とする。

2 協議会に、次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	1名
地区幹事	2名

3 会長は、木更津海上保安署長をもって充て、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐するものとする。

5 副会長及び地区幹事は、会長が指名し、総会で承認する。

(役員任期)

第6条 役員（会長を除く。）の任期は1年とし、再任を妨げない。

(総 会)

第7条 総会は、定例総会及び臨時総会とし、会員の過半数の出席がなければ、議決することができない。

2 定例総会は年1回、臨時総会は会長が必要と認める場合に開催するものとし、総会の招集は会長が行う。但し、特段の議事事項が無いときには、定期総会の開催を省くことができる。

3 会議の議長は、会長が行い、議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

(総会の付議事項)

第8条 総会における付議事項は、次のとおりとする。

- 1 事業報告の承認及び事業計画の審議決定
- 2 副会長及び地区幹事の承認
- 3 会則等の制定改廃
- 4 その他、協議会の運営に必要な事項

(役員会)

第9条 役員会は、第5条第2項に定める役員をもって構成する。

2 役員会の招集は、会長が必要に応じてこれを行う。

3 会長は、会長が必要と認める役員以外の会員を役員会に出席させることができる。

(役員会の任務)

第10条 役員会の任務は、次のとおりとする。

- 1 総会に付議すべき事項の検討・立案
- 2 総会において決議した事項の執行
- 3 総会の決議を要しない事項の執行
- 4 防除活動マニュアルに関する企画・立案
- 5 訓練の企画・立案及び実施
- 6 その他、協議会の目的達成のため必要な事項

(資料の提出)

第11条 会員は、排出油等防除の際に必要な次の各号に関する資料に変更が生じた場合は、その都度会長に提出するものとする。

- 1 船艇、防除資器材の保有状況及び動員計画
- 2 情報連絡体制（連絡担当者、昼夜間の電話番号、FAX番号等）
- 3 その他、必要な事項

(排出油等防除隊の編成)

第12条 役員会は、各地区内の会員と協議し、あらかじめ、各地区における排出油等防除隊を編成しておくものとする。

(訓練)

第13条 協議会は、排出油等流出事故発生時における各機関の防除活動に資するため、年1回以上、排出油等防除に必要な訓練を行うものとする。

(排出油等防除計画に係る意見の提出)

第14条 協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、同法第43条の5第1項の排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるものとする。

(情報提供)

第15条 会長は、木更津管内において排出油等事故が発生し、又は発生するおそれがある場合は、協議会に対し、速やかに事故に関する情報を通知するものとする。

(総合調整本部の設置及び活動の調整)

第16条 会長は第15条により情報提供を行った場合は、必要により総合調整本部を設置し、防除活動の調整を行うものとする。

2 総合調整本部は、役員及び会長が必要と認める者により構成し、総合調整本部長は、会長が兼務する。

(経費の求償)

第17条 防除活動に要した経費の求償は、原則として各機関毎に原因者に請求するものとし、協議会はその支援及び調整を図るものとする。

(災害の補償)

第18条 防除活動に出動した各機関に所属する者が活動のために災害（負傷、疾病障害又は死亡をいう。）を受けた場合における補償については、法令に定めのある場合を除き、当該被災した者の所属する機関が行うものとする。

(事務局)

第19条 協議会の事務局は、木更津海上保安署において行う。

附 則

この会則は、平成9年11月20日から施行する。

附 則

この会則の一部改正は、平成12年6月14日から施行する。

附 則

この会則の一部改正は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この会則の一部改正は、平成21年11月25日から施行する。

別表

木更津管内排出油等防除協議会会員

令和5年4月現在

順不同

木更津海上保安署

千葉県

千葉県木更津港湾事務所

千葉県君津土木事務所

千葉県南部漁港事務所

千葉県木更津警察署

千葉県君津警察署

千葉県富津警察署

木更津市

君津市

富津市

木更津市消防本部

君津市消防本部

富津市消防本部

(木更津、君津地区)

金田漁業協同組合

新木更津市漁業協同組合

京葉臨海南部地区共同防災組織

(日本製鉄(株)東日本製鉄所君津地区)

(株)堀江商店木更津営業所

共栄海運(株)

千葉県内航海運組合

マリンサービス(株)

(株)新日本海洋社君津支店

(有) 栄宝丸つり船店

(有) 宮川丸

セントラル(株)

若築建設(株)木更津工事事務所

東亜建設工業(株)千葉支店南総工事事務所

五洋建設(株)東京土木支店千葉工事事務所

(富津地区)

富津漁業協同組合

新富津漁業協同組合

大佐和漁業協同組合

天羽漁業協同組合

(株)JERA 富津火力発電所

(株)アイ・エス・ビー

日本ハイボルテージケーブル(株)

(株)駒井ハルテック

あおみ建設(株)東京支店君津工事事務所

(株)大滝工務店館山出張所

東京湾フェリー(株)金谷支店

金谷マリーナ

(有) 竹岡マリーナ

大興産業(株)

ひらき

7 館山管内排出油等防除協議会会則

(目 的)

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律 第136号）第43条の6第1項の協議会として、東京湾及び周辺海域において大量の油又は有害液体物質（以下「油等」という。）の排出事故が発生した場合の館山管内の排出油等の防除活動について必要な事項を協議し、かつ、その実施を推進することを目的とする。

(会の名称)

第2条 会の名称を「館山管内排出油等防除協議会」（以下「協議会」という。）という。

(主な活動海域)

第3条 本協議会の主な海域は、館山港及び周辺地域（千葉県安房郡鋸南町から千葉県南房総市白浜町に至る沿岸海域）とする。

2 前項の活動海域は、防除活動を円滑に行う必要があると認める時は、地理的、施設の設置状況等を勘案して、2以上の海域に分割することができる。

(協議会の業務)

第4条 協議会は次の業務を行う。

- (1) 排出油等の防除に関する自主基準（防除活動マニュアルの作成）
- (2) 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究
- (3) 排出油等の防除に関する教育及び共同訓練の実施
- (4) 排出油等の防除に関する重要事項の協議
- (5) 各機関が行う防除活動の調整
- (6) 隣接する排出油等に関する防除協議会との協力

(組 織)

第5条 協議会の役員は、排出油等防除に関する関係行政機関、地方公共団体、関係団体、民間事業所等別表に掲げる各機関の長又はその指名する職員とする。

2 協議会に、次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	1名
地区幹事	3名（内1名は副会長を兼務する。）

3 会長は千葉海上保安部長をもって充て、会務を総理する。

4 副会長は地区幹事の互選とし、会長を補佐するものとする。

5 地区とは、行政区域を表す鋸南町、館山市、南房総市（富山町、富浦町、白浜町）を指し、それぞれ鋸南地区、館山地区、南房総地区とする。

6 地区幹事は、各地区に所在する関係団体、民間事業所等の会員の推薦により選出し、総会で承認する。

(役員任期)

第6条 役員（会長を除く。）の任期は1年とし、再任を妨げない。

(総 会)

第7条 総会は、定例総会及び臨時総会とし、会員の過半数の出席がなければ、議決することができない。

2 定例総会は年1回、臨時総会は会長が必要と認める場合に開催するものとし、総会の招集は会長が行う。

3 会議の議長は、会長が行い、議事は、出席者の過半数をもって決する。

可否同数のときは、会長が決するところによる。また、会長が病気その他やむを得ない事由により不在である場合は、副会長が代行するものとする。

(総会の付議事項)

第8条 総会における付議事項は、次のとおりとする。

- (1) 業務報告の承認及び事業計画の審議決定
- (2) 地区幹事の選出、承認

- (3) 会則等の制定改廃
- (4) その他協議会の運営に必要な事項

(役員会)

第9条 役員会は、第5条第2項に定める役員をもって構成する。

2 役員会の招集は、会長が必要に応じ行う。

3 会長は、会長が必要と認める役員以外の会員を役員会に出席させることができる。

(役員会の任務)

第10条 役員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 総会に付議すべき事項の検討・立案
- (2) 総会において決議した事項の執行
- (3) 総会の決議を要しない事項の執行
- (4) 防除活動マニュアルに関する企画・立案
- (5) 訓練の企画・立案及び実施
- (6) その他協議会の目的達成のため必要な事項

(資料の提出)

第11条 会員は、排出油等防除の際に必要な次の各号に関する資料に変更が生じた場合は、その都度提出するものとする。

- (1) 情報連絡体制（連絡担当者、昼夜間の電話番号、FAX番号等）
- (2) その他必要な事項

(排出油等防除計画に係る意見の提出)

第12条 協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、館山管内に係る同法第43条の5第1項の排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるものとする。

(情報提供)

第13条 会長は、館山管内において排出油等事故が発生し、又は発生するおそれがある場合は、協議会に対し、速やかに事故に関する情報を通知するものとする。

(出 動)

第14条 会員は、油等の排出事故において、原因者等から出動要請があり、又は自己の判断により出動する場合は、会長に通報するものとする。

(調整本部の設置及び活動の調整)

第15条 会長は、油等の排出事故が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要により調整本部を設置し、防除活動の調整を行うものとする。

2 調整本部は、会長、地区幹事及び会長が必要と認める者により構成し、調整本部長は、会長が兼務する。

(経費の求償)

第16条 防除活動に要した経費の求償は、原則として各機関毎に原因者に請求するものとし、協議会はその支援及び調整を図るものとする。

(災害の補償)

第17条 防除活動（訓練を含む。）に出動した各機関に所属した者が活動のために災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）を受けた場合における補償については、法令に定めのある場合を除き、当該被災した者の所属する機関が行うものとする。

(事務局)

第18条 協議会の事務局は千葉海上保安部警備救難課に置く。

付 則

この会則は、平成9年11月19日から施行する。

付 則

この会則は、平成19年1月31日から施行する。

付 則

この会則は、平成19年6月28日から施行する。

別表

館山管内排出油等防除協議会名簿

令和5年4月現在

順不同

1. 千葉海上保安部（事務局）
2. 千葉県（防災危機管理部防災対策課）
3. 館山市（危機管理部危機管理課）
4. 南房総市（市民生活部消防防災課）
5. 鋸南町（総務企画課）
6. 鋸南町保田漁業協同組合
7. 鋸南町勝山漁業協同組合
8. 岩井富浦漁業協同組合本所
9. 岩井富浦漁業協同組合支所
10. 館山漁業協同組合
11. 西岬漁業協同組合
12. 波左間漁業協同組合
13. 東安房漁業協同組合
14. 館山港臨港事業協同組合
15. 丸高ライフエナジー株式会社

非会員（関係機関）

順不同

1. 千葉県警察本部（館山警察署）
2. 安房郡市広域市町村圏事務組合
3. 海上自衛隊第21航空群司令部

8 千葉県高圧ガス地域防災協議会規約

第1章 総 則

(目的)

第1条 本協議会は、千葉県における地域防災体制を確立し、県内の高圧ガスの移動等に係る災害の発生または拡大の防止を図り、もって公共の安全確保に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本協議会は、千葉県高圧ガス地域防災協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務所)

第3条 協議会の事務所を、千葉市に置く。

(業務)

第4条 協議会は、第1条の目的を達成するために次の業務を行う。

- (1) 千葉県内における高圧ガスの移動等に係る事故の応援活動に関すること。
- (2) 事故及び輸送状況の調査。
- (3) 防災に関する教育訓練の企画及び実施。
- (4) 高圧ガス移動等に係る防災事業所の指定及びリストの作成・配布。
- (5) 応援活動に必要な資器材等の購入、配備及び管理に関すること。
- (6) 応援活動に伴う災害補償及び保険その他相互援助に関すること。
- (7) 関係行政機関との連携及び他地域の高圧ガス地域防災組織との連絡、調整。
- (8) その他協議会の目的達成に必要な業務

2 前各号に定める業務の具体的事項については、細則に定める。

(会員証明書等の発行)

第5条 協議会は、協議会を構成する団体の会員に対して必要に応じて協議会の会員であることを証する証明書を発行する。

第2章 組 織

(構成)

第6条 協議会は、一般社団法人千葉県高圧ガス保安協会、公益社団法人千葉県LPガス協会、一般社団法人千葉県冷凍設備保安協会、及び千葉県高圧ガス流通保安協会で構成する。

(役員)

第7条 協議会の業務を推進するため協議会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|----|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 理 事 | 4名 |
| (4) 監 事 | 1名 |

2 役員構成は、次のとおりとする。

- (1) 一般社団法人千葉県高圧ガス保安協会の会長の職にある者、副会長の職にある者、並びに輸送部会長の職にある者の計3名
- (2) 公益社団法人千葉県LPガス協会の会長の職にある者、並びに会長の指名する者の計2名
- (3) 一般社団法人千葉県冷凍設備保安協会の会長の職にある者
- (4) 千葉県高圧ガス流通保安協会の会長の職にある者

(役員を選任)

第8条 役員を選任は、次のとおりとする。

- (1) 会長は一般社団法人千葉県高圧ガス保安協会の会長の職にある者をもって充てる。
- (2) 副会長は公益社団法人千葉県LPガス協会の会長の職にある者をもって充てる。
- (3) 監事は公益社団法人千葉県LPガス協会の会長が指名する者をもって充てる。
- (4) 会長、副会長、理事と監事とは相互に兼ねることが出来ない。

(役員任期)

第9条 役員任期は次のとおりとする。

- (1) 役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
- (2) 役員に変更があった場合は、その後任者が引き続き前任者の職務を行う。後任役員は、事務局を通して他役員に遅滞なく通知しなければならない。
- (3) 後任役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員業務)

第10条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、その業務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。
- (4) 監事は、協議会の業務及び会計を監査する。

(会費)

第11条 協議会の構成員は、次に定める額の会費を納入する

- | | |
|-----------------------|------------|
| (1) 一般社団法人千葉県高圧ガス保安協会 | 2,100,000円 |
| (2) 公益社団法人千葉県LPガス協会 | 1,260,000円 |
| (3) 一般社団法人千葉県冷凍設備保安協会 | 300,000円 |
| (4) 千葉県高圧ガス流通保安協会 | 100,000円 |

会費については、総会の決議を経て、上記会費総額の30%を限度として、一定期間(総会決議による)増減することができる。

(会費等の不返還)

第12条 構成員が納入した会費等の拠出金等は、返還しない。

第3章 会 議

(会議)

第13条 会議は、総会とする。

- 2 総会は、毎年1回開催するほか、会長が必要と認めたとき開催する。
- 3 総会は、役員をもって構成する。
- 4 総会は、会長が招集し、役員過半数の出席によって成立する。委任状の提出により、総会に出席したもののみなし、表決権を行使できる。
- 5 総会の議長は、会長とする。
- 6 総会の議決は、出席役員過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(議決事項)

第14条 次の事項は総会の議決を必要とする。

- (1) 収支決算及び事業報告の承認
- (2) 収支予算及び事業計画の承認
- (3) 規約の変更
- (4) 会費の額
- (5) その他会長が必要と認めた事項

第4章 事 務 局

(事務局)

第15条 協議会の業務を処理するため事務局を置く。

(事務の委託)

第16条 事務局の行う事務は、一般社団法人千葉県高圧ガス保安協会に委託する。

第5章 防災事業所

(防災事業所の指定等)

第17条 会長は、第4条第1項(1)に定める応援活動に関する業務を遂行するため、防災事業所を指定する。

- 2 防災事業所は、県内の主要道路に沿ってガスの種類別に設置することを基本とする。
- 3 防災事業所の指定は、協議会を構成する各団体から推薦を受けた事業所について千葉県知事の意見を聴き会長が指定する。
- 4 同一防災事業所において当該事業所の取扱うガスの種類及び事業所の規模、能力により、2以上のガスの種類について指定することができる。
- 5 防災事業所の名称、所在地、ガス名等の変更があった場合、若しくは指定を解除する場合、所属する団体からの届出により会長が決定する。

(防災事業所として必要な措置)

第18条 防災事業所の事業主は、防災事業所の指定を受けるにあたって、あらかじめ次に示す事項を実施しなければならない。

- (1) 高圧ガスの移動等に係る事故の応援活動に当該事業所の防災要員を従事させること及びその内容、出動範囲等を労働協約、就業規則等に明確にすること。
- (2) 応援活動への出動命令等に関する当該事業所における命令系統及びその実施方法を明確にすること。

(防災事業所の資格)

第19条 防災事業所は、高圧ガス保安法に規定する第一種製造者または高圧ガス販売業者及びガス事業法に定めるガス事業者であって応援活動に必要な資材、器具等に関する知識、経験を有する防災要員を保有し、応援活動を円滑に行う能力を有するものでなければならない。

(防災事業所への応援要請)

第20条 防災事業所への応援要請は、事故発生場所を管轄する消防機関または警察署及び必要に応じ千葉県防災危機管理部産業保安課または千葉市消防局が行うものとし、その他の者からの要請では出動しないものとする。

- 2 防災事業所は、前項の応援要請があった場合は、止むを得ない事情がない限り事故現場に出動し、応援活動を行うものとする。

(防災事業所出動の範囲)

第21条 防災事業所が応援要請を受けて出動する範囲は、次のとおりとする。

- (1) 高圧ガスの移動に係る事故災害（事業所構内における移動またはバラ積み輸送における充てん容器等の積みおろし作業を含む。）
- (2) LPガス及び一般高圧ガスの充てん所、LPガススタンド等小規模な高圧ガス製造事業所及び消費事業所の事故災害（一般家庭、店舗、旅館等は除く。）

(出動に関する権限)

第22条 会長は、防災事業所が応援要請を受けた場合の防災要員の派遣に関する権限を防災事業所長に委任する。ただし、当該事業所の出動に係るものに限る。

(防災事業所の任務)

第23条 防災事業所が消防機関または警察署から応援要請を受けたとき、及び千葉県または千葉市が必要と認め防災事業所に応援要請をしたときは、要請に応じて出動し、消防機関、警察または、千葉県、千葉市に対して防災活動に必要な技術的助言をしなければならない。

(防災事業所の業務)

第24条 防災事業所は、次に掲げる業務を実施するものとする。

- (1) 当該事業所の従業員のうちから防災要員の指名及びその確保
- (2) 必要な資材、器具等の保有及び整備
- (3) 防災要員の派遣による応援活動の実施
- (4) 事故、災害発生の際における関係先への連絡
- (5) 応援活動に関する協議会への報告

(6) 労働災害補償保険等の保険手続き

第6章 費用の負担

(協議会が負担する費用)

第25条 協議会が負担する費用は、次に掲げるものとする。

(1) 資材、器具等の購入及び管理に要する費用、ただし、協議会が配備した器具等の修理等については、当該事業所において実施し、その費用を負担するものとする。

(2) その他第4条に定める業務の遂行に必要な経費、ただし、次条に定める費用を除く。

(事故発生者の負担する費用)

第26条 事故発生者は、防災事業所が応援要請を受けて出動した場合、次の応援活動に要した費用を防災事業所に支払わなければならない。

(1) 防災事業所が派遣した防災要員の旅費、手当

(2) 器具及び薬剤等応援活動に要した費用

2 前項の費用は、防災事業所長が事故発生者に直接請求する。

3 第1項の費用は、他に事故の原因者がある場合でも事故発生者が支払い、当該費用は、事故発生者が原因者と直接交渉するものとする。

(災害補償)

第27条 応援活動により生じた防災要員の死傷による災害補償は、協議会が付保する「高圧ガス地域防災協議会に係る傷害保険」及び当該応援者所属事業所の労働者災害保険を適用する。

第7章 会計

(事業年度)

第28条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第29条 協議会の運営に必要な経費は、原則として次に掲げるものをもって支弁する。

(1) 会費

(2) その他の収入

(臨時分担金の徴収)

第30条 協議会は、必要に応じ臨時分担金を徴収することができる。

付 則

本規約は、昭和57年4月1日から実施する。

昭和57年7月10日	一部改正
昭和62年5月14日	一部改正
平成2年7月10日	一部改正
平成3年8月7日	一部改正
平成5年7月5日	一部改正
平成15年7月17日	一部改正
平成16年7月14日	一部改正
平成22年7月29日	一部改正
平成25年7月29日	一部改正
平成26年7月28日	一部改正
平成27年8月5日	一部改正
平成30年4月1日	一部改正
令和元年7月10日	一部改正
令和2年8月7日	一部改正
令和3年8月10日	一部改正
令和4年4月1日	一部改正

9 海水油濁処理協力機構千葉支部規程

(名 称)

第1条 この組織の名称は海水油濁処理協力機構千葉支部（以下「支部」という。）と称する。

(目 的)

第2条 この規程は「海水油濁処理協力機構地方支部規程」に基づき、支部の組織および権限等を具体的に定めることにより、流出油事故発生時において、防除活動のための迅速かつ機動的組織的な協力援助活動を行い、もって被害を最小限に止めることおよび、支部の円滑な運営を図ることを目的とする。
(構成および組織)

第3条 支部は、別紙名簿（別表-1）（略）に定める会社をもって構成し、海水油濁処理協力機構地方支部規程第3条に定める支部長または統括者、現場指揮者、対策班、記録班、補給班、通信班および作業班をもって組織する。

2 支部長および統括者は、第4条に定めるものをもってこれにあたる。

3 現場指揮者は第4条に定める支部長会社または統括者会社の流出油処理作業の現場責任者をもってこれにあてる。

4 対策班、記録班、補給班および通信班の構成員は、支部加盟会社より原則として正副各1名ずつの代表者を選任しこれにあてる。ただし第5条に定める幹事会社4社以外の各社はこの限りでない。

5 各班の長は、支部長が任命するものとする。ただし緊急時は、事故発生会社または協力要請会社の代表者を各班の長とする。

6 作業班の構成員は、平常時にあつては幹事会社の作業員および加盟会社の作業員をもって適宜編成しておき、緊急時にあつては統括者において必要な拡充を行うことができる。

(支部長、統括者)

第4条 支部の最高責任者として支部長を置き第7条に定める平常時の業務を統括させる。

支部長は、第5条に定める支部長会社から選任し、その任期は1年とし、変更があつたときは、速かに本部に報告するものとする。

2 緊急時にあつては、事故発生会社または協力要請会社の事業場の最高責任者を統括者とし、第8条に定める緊急時活動を統括するものとする。

(幹事会社および支部長会社)

第5条 支部に幹事会社および支部長会社を置く。

次の4社を幹事会社とし、4社持ち廻りで次の順番で支部長会社を決定する。

- 一 コスモ石油株式会社千葉製油所
- 二 極東石油工業株式会社千葉製油所
- 三 出光興産株式会社千葉製油所
- 四 富士石油株式会社袖ヶ浦製油所

2 支部長会社は支部の代表として支部業務を総括する。

3 支部長会社の任期は1年間とし4月から翌年の3月までとする。

4 幹事会社の任期は本機構が解散されるまでの間とする。

(会 議)

第6条 会議は定例会議および臨時会議とし支部長が招集する。

2 会議の構成員は、支部長が必要に応じ定めるものとする。

3 定例会議は年1回以上開催する。

4 臨時会議は、必要がある場合に開催する。

(平常時の業務)

第7条 平常時は次の業務を行う。

- 一 支部長は、会議の開催および防除訓練の総合指揮を行う。
- 二 現場指揮者は、訓練時に現場指揮を行う。
- 三 対策班は、各地域の実状に応じた流出油処理対策の計画立案にあるとともに、作業人員な

らびに作業船舶の確保・管理にあたる。

- 四 記録班は、補償機構および事故例の調査研究を行う。
- 五 補給班は船舶以外の資器材の確保・管理にあたる。
- 六 通信班は、各種通信手段の確保・管理にあたる。
- 七 その他必要な業務を行う。

(緊急時活動)

第8条 支部は、第三管区海上保安本部および千葉海上保安部又は加盟会社から協力要請があった場合には次の業務を行う。

- 一 統括者は、支部長より自動的に緊急時活動に関する一切の権限の委譲を受けるものとする。
- 二 統括者は、必要に応じ組織の全部または一部に出動を要請するとともに流出処理作業に係る総合指揮を行う。
- 三 現場指揮者は、流出油処理作業の現場指揮を行う。
- 四 対策班は作業員ならびに作業船舶の組織化にあたりと共に油濁防除のための総合的な対応策を立案する。
- 五 記録班は、後日の報告書作成および求償事務の円滑な推進を図るため事故の継続的な記録を取る。
- 六 補給班は、船舶以外の流出油処理のための資器材の確保・点検にあたる。
- 七 通信班は、必要に応じ情報連絡の媒介となるとともに、各種通信手段の確保・整備にあたる。
- 八 その他必要な業務を行う。

(協力の要請)

第9条 協力を要請する場合は、次の事項を明確にし、その協力を要請するものとする。

- 一 協力を必要とする事項
- 二 協力を必要とする場所
- 三 協力を必要とする人員、資器材および船艇の数
- 四 その他必要とする事項

2 連絡先は別表－1(略)のとおりとする。

(出 動)

第10条 第8条第2項および前条の出動または協力の要請を受けた加盟会社は直ちに必要な人員、資器材、船艇等を現場に派遣するものとする。

この場合諸資材の運搬は、応援者において要請会社の指示する場所まで搬送するものとする。

2 協力要請にもとづき出動するときは、次の事項を統括者に通報するものとする。

- 一 応援者の職氏名
- 二 出動人員及び船艇(船名、屯数、その他)
- 三 資器材の数量および輸送方法

(現場到着後の行動)

第11条 現場へ到着した応援者は、必要事項を報告し統括者または現場指揮者の指揮下に入り行動するものとする。

(資料の交換)

第12条 各班の構成員は、それぞれの業務に係る必要な資料を適時支部会議に持ち寄り、油濁防除体制の整備・充実を図るものとする。

(会 費)

第13条 本支部の会費は、定例支部会議において決定した会費を負担するものとする。会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わるものとする。

- 2 毎年1回1項の収支決算を行い定例会議で報告する。
- 3 前任支部長は、本支部の業務執行の状況及び会計を監査する。

(経費ならびに求償事務)

第14条 防除活動に要した経費(経費の求償を含む)は、原則として事故発生会社または協力要請会社が負担するものとする。ただし派遣人員の人件費その他経常的経費は原則として各社の負担とする。

- 2 会議費・印刷費等平常業務に要した費用の負担については、その都度加盟会社の均等割とする。
- 3 経費の負担等で疑義を生じた場合は、各社協議して解決するものとする。

(災害補償)

第15条 防除活動に出動したものが、そのために死亡し、負傷し若しくは疾病にかかり、または廃失となった場合における災害補償については、法律の定めるところにあつてはそれに従い、また法律に定めのない場合、あるいは法律に定める範囲を超えるものについては、当該被災した職員の所属する会社から事故発生会社または協力要請会社に求償するものとする。

(官庁への報告)

第16条 緊急時における事故報告その他について、官庁へ報告あるいは届出等必要のあるときは、統括者が行うものとする。

(協 議)

第17条 本規程に定めのない事項で疑義を生じた場合は、支部長は関係者ならびに本部と協議するものとする。

(規程の変更)

第18条 本規程の変更は、支部会議で審議決定し、本部の承認を得て行うものとする。

付 則

- 1 別表記載事項に変更のあった場合には、支部長会社へ速やかに連絡するものとする。
- 2 この規程は昭和48年4月1日より施行する。
この規程は昭和58年5月16日より改訂実施する。

10 港湾区域内における流出油処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県の管理する港湾区域内における流出油の処理について、必要な事項を定めることを目的とする。

(処理の責任)

第2条 流出油は、原因者が処理することを原則とする。

(処理の対象)

第3条 港湾事務所（又は、地域整備センター、整備事務所）（以下、港湾事務所等という。）が行う流出油の処理は、県の管理する港湾区域内における原因者が不明な流出油とする。

2 原因者が特定されている場合であっても、次の場合は、港湾事務所等は、流出油の回収、拡散防止等の処理をすることができるものとする。

なお、原因者には当該処理に要する費用を求償する旨、原則として事前に通知するものとする。

- ① 港湾管理上必要があると認められる場合。
- ② 海上保安部長（又は、海上保安署長）等から要請を受けた場合。

(処理作業の内容)

第4条 港湾事務所等が行う流出油の処理作業は、回収作業と拡散防止作業とする。小規模な流出油の処理作業には、港湾監視船等による航走攪拌処理等も含むものとする。

(処理作業の委託)

第5条 港湾事務所等は、能力を有する業者に処理作業を委託することができるものとし、委託できる作業の内容は、次のとおりとする。

- 1 流出油の回収、拡散防止等処理作業に関すること。
- 2 その他流出油処理に付随する諸作業を行うこと。

(処理の連絡系統)

第6条 流出油の処理に関する連絡系統は、別紙1のとおりとする。

(事務の分掌)

第7条 流出油の処理に関する事務は、港湾事務所等において所掌する。

(油防除資機材の管理)

第8条 港湾事務所等は、必要な油防除資機材を保有し、油防除資機材台帳（別記様式1）を備え、管理するものとする。

(処理費用の求償)

第9条 港湾事務所等は、油を流出させた原因者には、その費用（処理に要した資機材と同等品の提供も含む。）を求償するものとする。求償については、港湾課長と協議するものとする。

(処理の協議)

第10条 流出油の処理に関し、この要領により港湾事務所等が処理する場合は、海上保安部長（又は、海上保安署長）及び港湾課長と協議するものとし、また、必要に応じ漁業資源課長等関係者と協議し決定するものとする。

なお、小規模な流出油に関してはこの限りではない。

(処理の報告)

第11条 港湾事務所等は、この要領により流出油の処理を実施したときは、その都度、速やかに流出油処理作業実施報告書（別記様式2）により港湾課長に報告するものとする。

(施行期日)

第12条 この要領は、昭和50年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成9年5月20日から施行する。

附則

(施行期日)

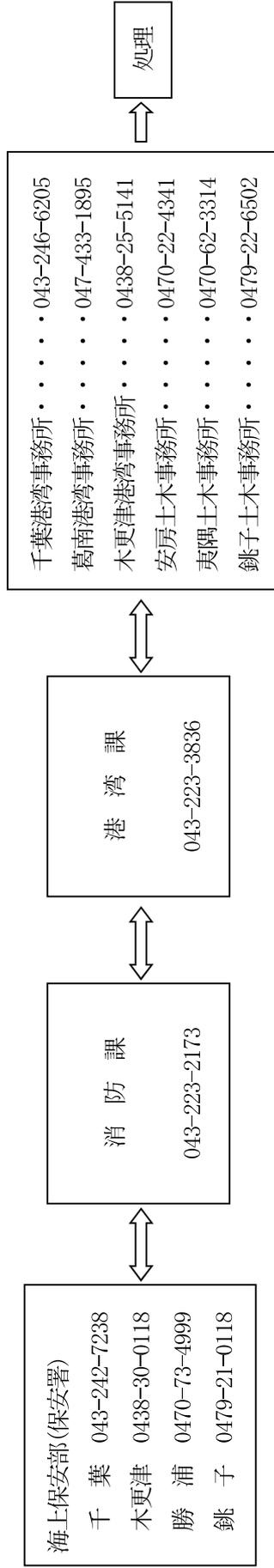
この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成22年9月1日から施行する。

流出油処理の連絡系統図



* 上図は基本的な連絡系統を示す

流出油処理作業実施状況報告書 (第 報)

事務所等名		報告者氏名		報告年月日	年 月 日
流出油 処理 作業 実施 状況	日 時	年 月 日 時 分 ~ 時 分			
	場 所				
	範 囲				
	天候・波浪 風向・風力				
	使用船舶				
	出航時刻				
	実施状況				
	処理資材 の 使用状況	オイルフェンス	m	その 他の 資材	
	油 処 理 剤	kl			
	吸 着 剤	kg			
その他 (原因・今後の見込み等)					

(注) 油の濃度基準は次表による。

濃度	外見上の特徴	保安庁濃度
1	海面上の銀白色の油層	E
2	銀白色の油層の中に十色の条痕	D
3	七色の明るい色調の油層	C
4	七色の暗い色調の油層	B
5	暗褐色の油層	A

1 1 千葉県石油コンビナート関係防災情報受伝達要領

(目 的)

第1条 この要領は、千葉県石油コンビナート等防災本部（以下、「防災本部」という。）から石油コンビナート等特別防災区域（以下、「特別防災区域」という。）に所在する関係消防機関及び特定事業所等への防災情報の伝達と、特定事業所等における措置状況等の報告徴収について必要な事項を定め、もって迅速かつ的確な対策を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 関係消防機関 特別防災区域に所在する市川市、千葉市、市原市、袖ヶ浦市、木更津市、君津市の各消防（局）本部をいう。
- (2) 特定事業所等 別表1に掲げる特定事業所、共同防災組織、並びにこれらに準ずる団体をいう。
- (3) 防災情報 次条の表に掲げる情報をいう。
- (4) 一斉同報 NTTコミュニケーションズ㈱のサービスである「BizFAXスマートキャスト」を利用した、防災本部から各関係消防機関及び特定事業所等へのファクシミリ送付をいう。
- (5) 一斉通報 防災行政無線を利用した、防災本部から各関係消防機関への音声及びファクシミリ送付による伝達をいう。

(防災情報の伝達方法)

第3条 防災情報の伝達は、下表の種別ごとに、別表2に掲げる伝達方法1及び2により行うものとする。

防 災 情 報			伝達方法	備 考	
区 分	種 別				
地震 関連 情報	東海地震に 関連する情報	警戒宣言発令報	*A		
		東海地震予知情報	2		
		東海地震注意情報	2		
		東海地震に関連する調査情報(臨時)	2		
	南海トラフ地震に 関連する情報	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)	*B		
		南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)	*B		
		南海トラフ地震臨時情報(調査中)	1		
		南海トラフ地震臨時情報(調査終了)	2		
		津波警報	大津波 津 波	1	津波予報区である「東京湾内湾」に発表された場合に限る。また、震度情報についても併せて伝達する*C。
		津波注意報	津波注意	2	
その他の 防災情報	大雨特別警報等		2	他の要領等に基づく連絡が不可能な場合に限り伝達する。	

*A 伝達方法は第4条(別表3)による。

*B 伝達方法は第5条(別表3)による。

*C 津波に関する防災情報が発出されない地震の場合、震度情報については各関係機関において情報収集を図るものとする。

(東海地震に係る警戒宣言発令時の各特定事業所等における措置状況等の報告徴収)

第4条 東海地震に係る警戒宣言が発令された場合、防災本部は石油コンビナート等防災計画に定めるところにより、関係消防機関及び特定事業所に防災情報を伝達する。特定事業所は、関係消防機関を通じて、次に掲げる事項を防災本部に報告する。なお、その実施方法については別表3に定めるところによる。

- (1) 地震防災対策組織の設置状況及び非常参集人員数
- (2) 防災規程に基づく緊急予防措置の実施状況

(南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)及び南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された際における特定事業所等における防災対応の実施状況等の報告徴収)

第5条 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)及び南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合、防災本部は石油コンビナート等防災計画に定めるところにより、関係消防機関及び特定事業所に防災情報を伝達する。特定事業所は、関係消防機関を通じて、次に掲げる事項を防災本部に報告する。なお、その実施方法については別表3に定めるところによる。

- (1) 地震防災対策組織の設置状況及び非常参集人員数
- (2) 防災規定に基づく応急的保安措置等の実施状況

(地震発生時における特定事業所の点検結果等の通報)

第6条 特別防災区域において地震が発生し、事業所が所在する市で震度5弱以上が観測された場合、もしくは長周期地震動の階級3以上が観測された場合、各特定事業所は石油コンビナート等防災計画に定めるところにより、次に掲げる事項について、地震発生後概ね30分以内に管轄消防機関へ通報するものとする。更に、異常現象の発生あるいは第1報目において未確認事項があった特定事業所については、逐次判明した事項を通報するものとする。なお、その実施方法については別表4に定めるところによる。

- (1) 地震による影響と事業所として実施した措置
- (2) 地震計を設置している事業所にあつては計測された震度と加速度(ガル)

(大雨、強風、高潮等の発生時における特定事業所の点検結果等の通報)

第7条 特別防災区域内において、大雨、強風、高潮等が発生し、かつ防災本部が必要と認めた場合、各特定事業所は石油コンビナート等防災計画に定めるところにより、次に掲げる事項について、管轄消防機関へ通報するものとする。更に、異常現象の発生あるいは第1報目において未確認事項があった特定事業所については、逐次判明した事項を通報するものとする。なお、その実施方法については別表4に定めるところによる。

- (1) 大雨、強風、高潮等による影響と事業所として実施した措置

(通信装置の設置、管理等)

第8条 一斉同報で利用するファクシミリ装置は、防災本部、関係消防機関、特定事業所等が各々設置の上、管理するものとする。

- 2 防災本部、関係消防機関、特定事業所等は、情報受伝達に利用する通信装置が常時、正常に機能するよう装置の管理に努めるものとする。
- 3 関係消防機関及び特定事業所等は、通信装置が停電、故障等により使用できなくなる場合、または使用できなくなった場合には、速やかに防災本部に使用できない期間等の必要事項を連絡するものとする。また、復旧した場合も同様とする。

(ファクシミリ番号等の変更)

第9条 特定事業所等は、一斉同報で利用するファクシミリ番号等を変更する場合は、速やかに「防災情報伝達先等変更報告書」(別記様式)により防災本部に報告するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項は、防災本部、関係消防機関、特定事業所等で別途協議する。

附 則

この要領は、平成12年9月20日から施行する。

この要領は、平成16年2月18日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年6月9日から施行する。

この要領は、令和5年3月27日から施行する。

(別表2)

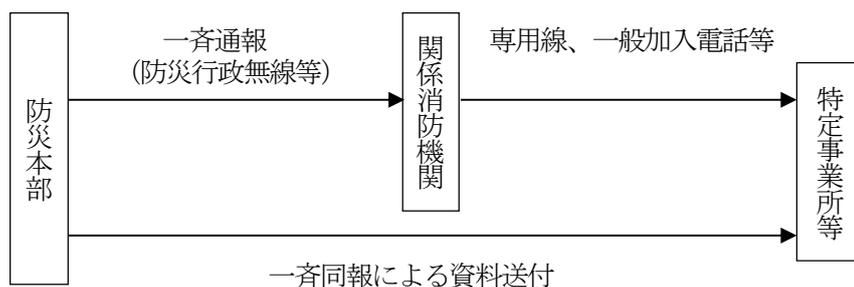
【伝達方法1】

1 伝達情報の種類

- ・南海トラフ地震臨時情報（調査中）
- ・大津波警報、津波警報

2 伝達手順

各関係消防機関は、防災本部からの一斉通報を受信した後、管内特定事業所等に対し、専用線（ホットライン）や一般加入電話により伝達を開始する。



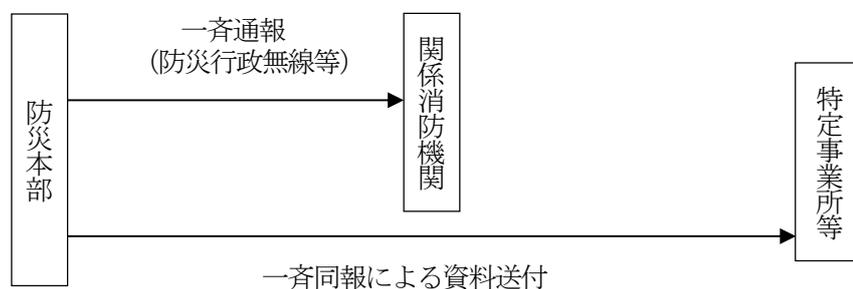
【伝達方法2】

1 伝達情報の種類

- ・東海地震予知情報
- ・東海地震注意情報
- ・東海地震に関連する調査情報（臨時）
- ・南海トラフ地震臨時情報（調査終了）
- ・津波注意報
- ・その他の防災情報等

2 伝達手順

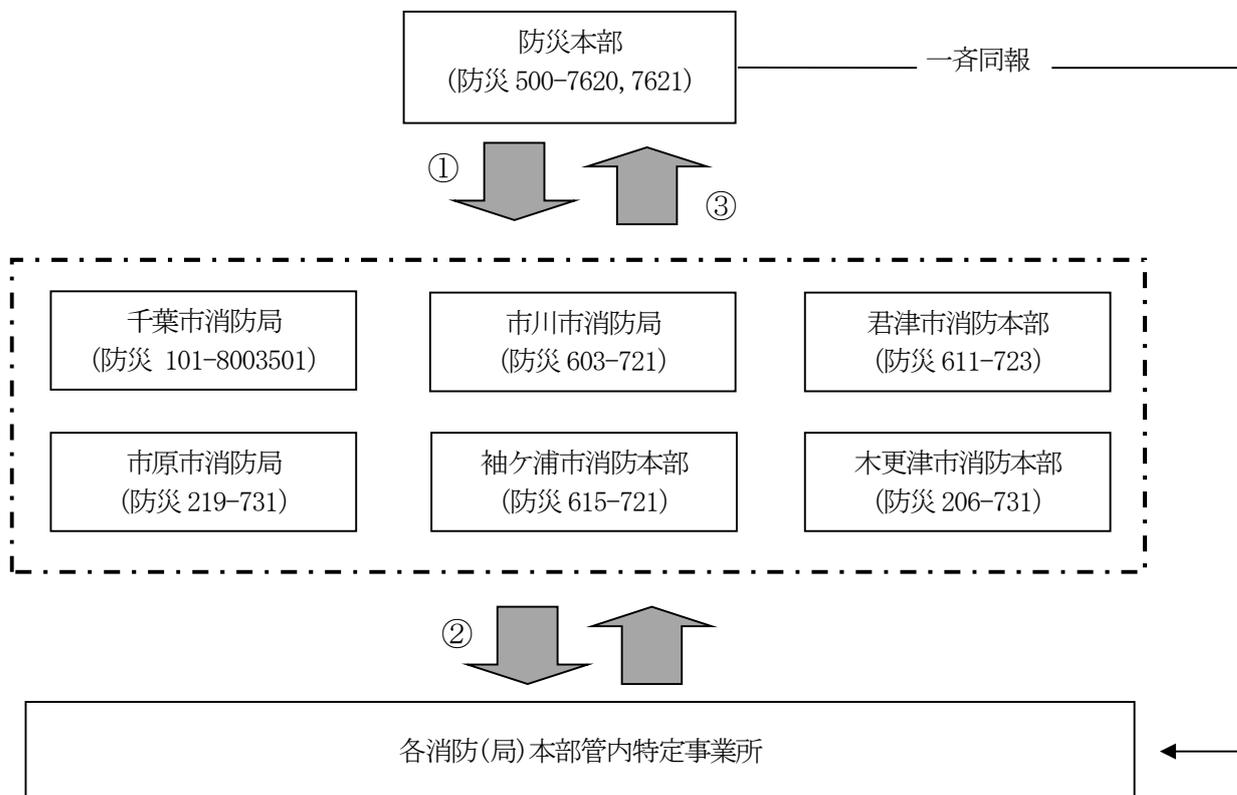
防災本部は関係消防機関及び特定事業所等に対し、一斉通報（防災行政無線）又は一斉同報により資料を送付する（関係消防機関から管内特定事業所等への伝達は特に行わない）。



(別表3)

東海地震に係る警戒宣言発令時、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時、及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の各特定事業所からの報告方法

1 報告徴収方法の流れ



上記図中の○数字は、各消防（局）本部における対応手順を示す。

①：防災本部より報告徴収開始の連絡を受信

②：各特定事業所からの報告徴収（一般加入電話等）

③：防災本部への報告

報告徴収終了後、直ちに取りまとめの上、防災行政無線（防災電話）により報告する。

2 各関係機関における対応内容

(1) 各消防（局）本部

防災本部から報告徴収開始の連絡を受けた後、直ちに一般加入電話等により、管内特定事業所からの報告徴収を開始する。

管内特定事業所の対応状況について、取りまとめ次第、防災行政無線（防災電話）により、防災本部へ報告する。

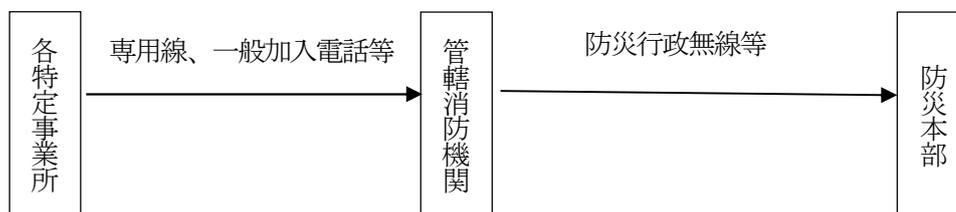
(2) 特定事業所

石油コンビナート等防災計画に定めるところにより、個々の状況に応じた適切な防災対応を実施する。実施状況については、管轄の消防機関へ、一般加入電話等により報告する。

(別表4)

地震発生時及び大雨、強風、高潮等の発生時における通報方法

1 通報ルート



2 各関係機関における対応内容

(1) 特定事業所

一般加入電話等により下記へ通報するものとする。

なお、大雨、強風、高潮等の発生時には、防災本部から関係消防機関及び各特定事業所へ報告依頼をする。ただし、異常現象等が発生した場合の通報先は各共同指令センターへの専用線、もしくは119番とする。

消防機関名	通報先電話番号
市川市消防局	047-333-2111
千葉市消防局	(平日・日中) 043-202-1716 (休日・夜間) 043-202-1715
市原市消防局	0436-23-0119
袖ヶ浦市消防本部	0438-64-0119
木更津市消防本部	0438-22-0119
君津市消防本部	0439-53-0119

(2) 各消防(局)本部

各消防(局)本部は、管内事業所の通報内容を取りまとめの上、千葉県石油コンビナート等防災計画第3編第2章第2節に定めるとおり地震発生時には「別記様式2」、大雨、強風、高潮等の発生時には「別記様式3」により随時防災本部へファクシミリにて報告する。

【防災本部あてFAX番号】

	防災行政無線	NTT
非常第一配備体制(※1)	500-7207	043-224-5481
非常第二配備体制(※2)		

(※1) 非常第一配備体制配備基準

- 1 石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）に係る災害等が発生した場合又は発生するおそれがある場合で本部長が必要と認めた場合
- 2 以下の(1)から(7)に該当する場合
 - (1) 特別防災区域が所在する市で震度5弱が観測された場合（自動配備）
 - (2) 気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表した場合（自動配備）
 - (3) 気象庁が北海道・三陸沖後発地震注意情報を発表した場合（自動配備）
 - (4) 「千葉県北西部」又は「千葉県南部」において長周期地震動の階級3以上が観測された場合（自動配備）
 - (5) 気象庁が津波予報区の東京湾内湾に津波注意報又は津波警報を発表した場合（自動配備）
 - (6) 特別防災区域が所在する市に気象警報（波浪を除く。）が発表され、かつ、台風の暴風域に入ることが見込まれる（暴風域に入る確率が70%以上）とき。（自動配備）
 - (7) 気象庁が東海地震注意情報を発表した場合（自動配備）

(※2) 非常第二配備体制配備基準

- 1 非常第一配備体制では対処困難と本部長が認めた場合
- 2 石油コンビナート等災害防止法第29条第1項の規定による石油コンビナート等現地防災本部（以下「現地本部」という。）を設置した場合（自動配備）
- 3 以下の(1)から(5)に該当する場合
 - (1) 特別防災区域が所在する市が気象庁発表震度で震度5強以上の場合（自動配備）
 - (2) 気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表した場合（自動配備）
 - (3) 気象庁が津波予報区の東京湾内湾に大津波警報を発表した場合（自動配備）
 - (4) 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条第1項の規定による警戒宣言が発令された場合（自動配備）
 - (5) 特別防災区域が所在する市に以下の気象等の特別警報が発表された場合（自動配備）
 - ア 大雨特別警報
 - イ 暴風特別警報
 - ウ 暴風雪特別警報
 - エ 大雪特別警報
 - オ 高潮特別警報
- 4 特別防災区域が所在する市が台風の暴風域に入ることが確実と予測される場合で、本部長必要と認めた場合

3 一般加入電話・専用線の使用が困難となっている特定事業所からの報告徴収

震災等により、一般加入電話・専用線の使用が困難となっている特定事業所がある場合、関係消防機関は直ちにその旨を防災本部へ防災行政無線（防災電話）により連絡するものとする。

